

# 令和5年度第4回白井市市民参加推進会議

日 時：令和5年12月20日（水）午前9時から正午  
場 所：白井市役所東庁舎1階 会議室101

## 次 第

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 題

#### （1）総合的評価における担当課ヒアリング（資料1）

事業番号④ 証明書発行窓口（出張所）のあり方に関する検討について（市民課）

事業番号⑤ 白井市汚水適正処理構想（改定）（上下水道課）

事業番号⑥ 白井市個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子案）（総務課）

事業番号⑦ 公共施設等あり方検討事業（文化センター）

#### （2）令和4年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について（資料2）

事業番号① 白井市桜台小学校・桜台中学校給食の在り方検討委員会

事業番号② 白井市耐震改修促進計画（改定）

事業番号③ 白井市空家等対策計画（改定）

### 4 その他

### 5 閉 会

市民参加推進会議  
ヒアリング対象事業 質問及び回答

事業番号④ 証明書発行窓口（出張所）のあり方に関する検討について （市民課）

質問事項	回答
<b>【パブリックコメントに関する質問】</b>	
①廃止に伴う代替措置の案が示されていたと思うが、具体的にどのアイデアが採用され、どのアイデアが実現不可能か、出張所廃止までに市民にアナウンスされるのか。 (稲葉委員)	アンケートで寄せられたご意見1つ1つについて回答はしていません。また、可否についてもアナウンスの予定はありません。 寄せられたご意見の多くは、出張所廃止についてよりも、アンケート方法をスマホやWEB でやったかどうか、コンビニ交付も良いが、住民票をWEB からデータ取得したい等のご意見でした。 寄せられた意見や、意見交換会、パブリックコメントを踏まえ、外出が困難な方を対象に住民票を職員が直接自宅へお届けする『住民票等お届けサービス』を令和5年4月から開始しました。 また周知については、これまで広報誌で毎月開所日のお知らせに併せて廃止のお知らせ及び、特集として3回（R4.8.15号、R5.2.15号、R5.9.1号）お知らせしています。
②各センターで結果公表をしなかった理由は。 (稲葉委員)	市民に広くお知らせするため、HP で公表しました。
③パブコメの4つの区分「反映できないが～」等はどのように判断しているか。 (岡澤委員)	マイナンバーカードの安全性やコンビニ交付に関することについては、技術的な面が含まれているため、「参考」や「その他」に分類しました。 また出張所廃止への反対意見は、発行件数の減少や代替手段が多くあることから、「参考」に分類しました。 高齢者等で、いずれの代替手段も利用することが難しい方の救済方法については、検討し、令和5年4月から住民票を職員が直接自宅へお届けする『住民票等お届けサービス』を開始しています。
<b>【アンケートに関する質問】</b>	
④アンケート内容は誰が検討したのか。 (竹内委員)	前回調査からの経年変化を調査するため、令和元年度に実施したアンケート内容と同様としました。
⑤自由記述は検討にどのように反映したか。 (竹内委員)	寄せられたご意見の多くは、出張所廃止についてよりも、アンケート方法をスマホやWEB でやったかどうか、コンビニ交付も良いが、住民票をWEB からデータ取得したい等のご意見でした。 寄せられた意見や、意見交換会、パブリックコメント

	を踏まえ、外出が困難な方を対象に住民票を職員が直接自宅へお届けする『住民票等お届けサービス』を令和5年4月から開始しました。
⑥年齢別、地区別のクロス集計等を行い、問題分析は行ったか。 (竹内委員)	クロス集計等を行いました。分析を行った結果、前回調査に比べてコンビニ交付や全国市町村窓口での広域交付の認知度が向上し、コンビニ交付の割合が増加し、出張所の割合が減少したことがわかりました。また、情報連携により住民票の取得頻度が減少していることもわかりました。
⑦アンケート実施時の説明資料は出張所廃止について、どのような説明がされていたか。 (稲葉委員)	出張所での証明書発行状況が年々減少していること、マイナンバーカードの様々な利用方法（市役所、出張所以外での証明書の取得方法等）、出張所での発行件数が年々減少していることから、経費削減等を図るため、窓口を廃止することを検討することを記載しました。
⑧アンケートの発送件数を2000件とした理由は。 (岡澤委員)	前回調査からの経年変化を調査するため、令和元年度に実施したアンケート内容と同様としました。
⑨アンケートの回収率ほどのくらいを見込んでいたか。 (岡澤委員)	回収率30%を見込みました。結果は44.75%でした。 (2,000件送付し、895件回答がありました。)
<b>【意見交換会に関する質問】</b>	
⑩意見交換会の参加者を増やす工夫はしたか。 (大嶋委員)	ホームページ、各出張所、広報しろい8月15号で周知しました。また、議員全員協議会において、アンケート結果の報告及び意見交換会の開催について報告しました。
⑪意見交換会5回のうち、2回が参加者0名だったことについてどのように分析しているか。 (稲葉委員)	十分周知を行いました。周知が足りなかったと考えています。一方で、令和2年から出張所廃止についての意見交換会を実施していますので、既に出張所の廃止については知っている内容だから参加しない、という方も居たと捉えています。
<b>【その他の質問】</b>	
⑫市民参加の方法として「審議会」を選択しなかった理由は。 (稲葉委員、吉井委員、岡澤委員)	「出張所窓口の廃止」の検討については、令和4年3月に「白井市行政経営改革実施計画」に位置付けられています。 白井市行政経営改革実施計画は、総合計画の分野別個別計画の体系に位置付けられており、策定プロセスについても、行政経営改革審議会で審議されております。また、計画自体が市民参加の手法により策定されているため、個別の審議会を選択していません。 但し、より市民の意見を聴くため、パブリックコメントを実施した上で策定しています。

市民参加推進会議  
ヒアリング対象事業 質問及び回答

事業番号⑤ 白井市汚水適正処理構想 (改定) (上下水道課)

質問事項	回答
<b>【審議会に関する質問】</b>	
①審議会議事録をインターネット上で閲覧する方法はあるか。 (稲葉委員)	市HPで審議会議事録を公開しています。
②審議会の開催が2回であった理由は。 (稲葉委員)	令和4年度は審議会を3回開催しています。そのうち2回目に白井市汚水適正処理構想(案)について委員より意見を聴取し、3回目にパブリックコメントの結果について委員に報告を行っています。
③委員の選考基準で「上下水道部門の技術士の資格を有しており」とあるが、要件を満たす応募はあったか。また、この要件が必要な理由は。 (稲葉委員)	委員の選考基準は、「白井市審議会等の委員の公募に関する基準」に準じており、「技術士の資格を有すること」を要件としてはおりません。令和4年度の委員の募集において技術士(上下水道部門)の有資格者1名の応募があり、選考にあたり、上下水道事業の専門的な知見を有する者として評価項目としました。
④「下水道受益者」とはどのような方か。 (稲葉委員)	原則として、公共下水道により下水を排除できる地域内の土地所有者となります。ただし、地上権、質権又は使用賃借若しくは賃貸権による権利の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人が該当するものとしています。
<b>【パブリックコメントに関する質問】</b>	
⑤パブコメの数を増やすために、何か特別な配慮などはしたか。 (竹内委員、折原委員)	パブリックコメントの実施について、市ホームページ及び広報しろいで周知を行い、郵送、FAX、メールでの意見書の提出や市内各センター、市役所、図書館等計11か所に意見回収箱を設置するなど、様々な手段で意見の提出ができるよう配慮しました。
⑥募集期間に年末年始を挟んでいる理由はあるか。 (大嶋委員)	特にありませんが、県への汚水適正処理構想の提出期日等を踏まえ、この時期の実施となりました。
<b>【その他の質問】</b>	
⑦「市民参加の方法」がもう一つくらいあってもよかったのではないか。 (吉井委員)	「全県域汚水適正処理構想見直し市町村作業マニュアル」において、住民の意向の把握手法として、①パブリックコメントの実施、②地元住民への説明会、③パブリック・インボルブメントの実施、④学識経験者を含む員会の設置等が挙げられています。広く住民の意向を把握する目的で①を実施し、専門的立場から第三者の意見を反映させる目的で④(上下水道審議会)において審議を行いました。

市民参加推進会議  
ヒアリング対象事業 質問及び回答

事業番号⑥ 個人情報の保護に関する法律施行条例 (総務課)

質問事項	回答
<b>【審議会に関する質問】</b>	
①審議会はR4. 9. 28 と 10. 25 の 2 回開催されているが、調査票で9月の開催しか記載がないのは本条例が議題ではないためなのか。 (稲葉委員)	貴見のとおりです。 令和4年10月25日の会議は、議会における個人情報の保護に関する条例の骨子案に関する審議を行いました。
②審議会を公開しているのに、市民公募を0名としている理由は(個人情報を扱う会議の為、原則公開として個人情報を扱う会は非公開とするためか)。 (稲葉委員、大嶋委員、増子委員)	本審議会は、法や条例に基づく行政処分に対する不服申立の審査を行う事務を所掌しているため、 ・法的な観点や専門知識に基づく意見を求めること ・個人情報や市の機密情報を扱う場面もあるため、委員が審議内容を外部に漏らした場合の刑事罰を設けていること を理由として、市民の公募は行っていません。
③審議会が2時間足らずで終わっているが、十分な審議は行われたのか。 (大嶋委員)	当該条例については、個人情報保護法が改正され、市独自の条例に基づくルールから法定のルールに移行するにあたり、法の定め範囲内で市町村に一定の裁量を与えられた部分のみを条例に定めたものとなります。 そのため、審議内容は限定的であり、また、事前の資料配布に加えて、当日の会議において従前の市のルールと法のルールの相違点などを詳細に説明した上で審議いただいております、会議時間にかかわらず、十分な審議は行われたと認識しております。
④会議録公表に要する期間が「半年以内」となった理由は。 (岡澤委員)	会議録については、逐語録で作成しましたが、会議録の素案は業務委託により作成しており、委託の発注から納品までに約3週間を要しました。納品物の確認後、委員に対して内容の確認・訂正を約2週間程度かけて行いました。 その間、他の業務(第2回会議の準備、条例案の作成、議会準備等)を並行して行っていた都合上、結果的に公表を行ったのが令和4年12月1日となったところで

【パブリックコメントに関する質問】	
⑤パブコメを増やすために努力した点はあるか。 (竹内委員、大嶋委員)	各センターへの資料設置や市のHP等の方法による周知を行ったほかは、特に強調できることは行っておりません。
⑥パブコメの結果はR4. 12. 1に審議会等へ報告したと調査票に記載があるが、審議会はR4. 9. 28に開催している。どのような方法で報告したのか。(稲葉委員)	各委員へメールにより報告を行いました。
【その他の質問】	
⑦専門的な内容に関して市民参加の取組を取り入れるうえで、どのような点が難しいと感じたか。 (竹内委員)	②の回答と同様です。
⑧「市民参加の方法」をもう一つ考えられなかったか。 (吉井委員、折原委員)	当該条例については、個人情報保護法に基づき、法の定めの範囲内で市町村に一定の裁量を与えられた部分について定めたものであるため、ワークショップやアンケート調査は市民参加の手法としてはそぐわないと考えました。

市民参加推進会議  
ヒアリング対象事業 質問及び回答

事業番号⑦ 公共施設等あり方検討事業 (文化センター)

質問事項	回答
<b>【審議会に関する質問】</b>	
①公募委員をもう 1~2 名増員してもよかつたのではないか。 (吉井委員)	市の他の附属機関条例における公募委員の人数を見ても 5 人設けているのは、多い審議会であると捉えています。
②提言書は、市の方針にどのように反映されたか。 (稲葉委員)	提言書を基に教育委員会の方針を決定しています。 市の方針は、今後、基本計画などで示すことになると思います。
<b>【アンケートに関する質問】</b>	
③アンケートの発送件数を 2500 件とした理由は。 (岡澤委員)	市政にも大きく関わるので、1,000 名程度の回答があると良いと考え、住民意識調査の回答率が 36.4%だったことから、それを参考に 2,500 名に発送しました。
④アンケートの回収率はどのくらいを見込んでいたか。 (岡澤委員)	住民意識調査の回答率の 36.4%を参考に見込みました。 その理由は、上記③のとおりです。
⑤利用団体等を対象としたアンケートも市民参加と考えるが、この内容についての記載を割愛した理由は。 (岡澤委員)	利用者アンケートに利用団体も含まれております。
<b>【ワークショップに関する質問】</b>	
⑥ワークショップの結果は審議会に反映されたのか。 (竹内委員)	あり方検討委員会に、ワークショップで出た意見を取りまとめた資料を提出し、委員会での審議資料としました。
⑦ワークショップ 5 回の参加者は同一か。回数ごとに異なるか。また、年齢構成は。 (岡澤委員)	5 回全て同じ参加者となります。 半数以上が 50 代又は 60 代の参加者です。 2 回目が終了した時点で、参加人数が減りましたので、再募集をしています。
⑧ワークショップの事前周知で議題の内容を公表しなかった理由は。 (稲葉委員)	白井市の文化を自由に考えたり、語ったりする場とするために、予め全 5 回分のテーマを発表することをせず、次回のテーマのみ伝えました。また、進行や当日の流れで次回のテーマを修正する必要もありました。
⑨ワークショップ開催のチラシはどの範囲で配布されたか。 (稲葉委員)	広報しろい、市のホームページ、各センターへのチラシ設置、文化団体へもチラシを配布しました。

<p>⑩ワークショップの資料はどこでどのように公表されているか。 (稲葉委員)</p>	<p>市のホームページへの掲載、情報公開コーナーと図書館に設置してあります。各センターにも設置しましたが、配布枚数終了後、補充はしておりません。</p>
<p><b>【その他の方法に関する質問】</b></p>	
<p>⑪施設見学会はメール配信による周知が行われていたが、どのような方にメールが配信されるのか。また、どのような周知によって参加された方が多かったか。 (竹内委員、大嶋委員)</p>	<p>市からのお知らせ、イベント・講座情報、文化センターイベント情報に登録のある方に配信しました。何を見て申し込みをしたのかまでは、集計しておりませんので把握しておりません。</p>
<p>⑫施設見学会について審議会の報告では、2回開催となっているが、今回1回となっている理由は。 (岡澤委員)</p>	<p>1日で午前と午後の2回に分けて行っていますので、延べ2回となります。</p>
<p>⑬施設見学会を市民参加の一環として実施することで、どのような効果を期待していたか。 (稲葉委員)</p>	<p>普段立ち入ることのできない設備関係諸室(バックステージ)を見学してもらうことにより、施設の現状を確認していただき、あり方検討事業における市民意見を聴取する機会の一つとすることを目的に実施しました。</p>
<p><b>【その他の質問】</b></p>	
<p>⑭パブコメの実施の検討はしなかったのか。 (大嶋委員)</p>	<p>あり方検討委員会の審議の中で、提言書の検討に留まることからパブリックコメントの必要性について必要なし、との判断に至ったためです。 なお、パブリックコメントは、今後市の方針を決定する際に実施することになると考えます。</p>



# 答申（案）

## 総合的評価について

終了事業 令和4年度

1.白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会

総合コメント	総合評価(30点満点)
<p>【良かった点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録や会議資料が分かりやすく開示されていて、市民に開かれた委員会となっている。(稲葉)</li> <li>・審議会委員について、栄養士の資格を有する方を選任するなど適切な人員が選抜されていた。(稲葉)</li> </ul> <p>【改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自校式での給食を受けている児童・生徒や、その家族の意見を取り入れた方が良かったのではないかと。(大嶋)</li> <li>・各項目とも周知・公表について取組み不足があったのではないかと。(吉井)</li> </ul>	19
<p>○(妥当)</p>	○(妥当)
市民参加の実施状況	評価(10点満点)
<p>審議会の設置:令和2年12月17日～令和4年8月26日 アンケート調査の実施:令和3年7月29日～令和3年8月23日</p>	7 (概ね適切)
「市民参加の手続き(基準)」の評価	評価(10点満点)
<p><del>（この行は斜線で消されています）</del></p>	6 (要改善)
「市民参加の手続き(水準)」の評価	評価(10点満点)
<p><del>（この行は斜線で消されています）</del></p>	6 (積極的)

※総合評価は、全委員の総合評価の平均点(小数点以下切り捨て)で算出しているため、  
①市民参加の方法・②市民参加の手続き(基準)・③市民参加の手続き(水準)の合計と異なる場合があります。

「市民参加の手続き」の評価(手法ごと)				
審議会の設置			10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況		条例基準	望ましい水準
	任期: 令和2年12月～令和4年8月 募集期間: 令和2年10月15日～令和2年11月4日			
1	公募委員の数・全体に占める割合	委員の人数: 10名(男7女3) 市民公募委員: 2名(うち無作為抽出0名)	7 (妥当)	6 (積極的)
2	選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	応募者: 2名(男1女1) 選出者: 2名(男1女1) 選出地域: 清水口小学校区1名 桜台小学校区1名 選考基準: 公開 応募方法: 郵便、担当課窓口 周知方法: 広報しろい、HP		
3	会議の回数・時間帯	会議の回数: 7回(すべて公開) 時間帯: 平日日中		
4	事前周知の方法・会議の公開等	情報公開コーナー、各センター、図書館		
5	結果公表・取扱い	公表の方法: 情報公開コーナー 会議録: 逐語訳 公開に要する期間: 1ヶ月以内		
コメント				
条例基準		望ましい水準		
・会議の開催時間は複数のパターンがあり、聴講しやすい工夫がされていた。(稲葉) ・公募委員の募集、審議会開催の事前周知、結果公表の取り扱いに関する情報提供が基準に沿って行われていると良かったのではないか。(吉井、岡澤、折原)		・資料を学校で公開しても良かったのではないか。(竹内) ・委員の募集の告知を、一層多くの手段にて積極的に実施されると良かったのではないか。(折原、岡澤)		

アンケート調査の実施		10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
	実施したアンケート 桜台小学校・桜台中学校 学校給食のあり方に関するアンケート		
1	事前周知の方法 無	6 (要改善)	6 (積極的)
2	調査方法・調査期間 郵便 令和3年7月29日～令和3年8月23日(26日間)		
3	調査対象 ・18歳以上78歳以下の市民 ・市内小学校在籍児童数の割合を基に抽出		
4	発送件数・回収件数・回収率 発送件数:1,500件 回収件数:532件 回収率:35.5%		
5	結果公表・取扱い 結果公表:令和3年12月 公表の方法:HP プライバシーに関わる情報等:非公開 審議会等への結果報告:有(資料の配布・説明により報告)		
コメント			
条例基準		望ましい水準	
・アンケートの事前周知、結果公表が不徹底であった。(稲葉、吉井、大嶋、折原、岡澤、増子)		・アンケートの結果が審議会に反映されていたのは良かった。(竹内) ・回収率向上の工夫を積極的に実施されると良かったのではないかと。(折原、岡澤、中澤) ・アンケートのコメントで良いアイデアが出ていたが、あまり生かされていないような印象を受けた。(竹内)	



2.白井市耐震改修促進計画(改定)

総合コメント	総合評価(30点満点)
<p>【良かった点】                      ・パブリックコメントの募集は条例基準に則って適切に実施されていた。(稲葉、吉井、大嶋、折原、岡澤)                      ・パブリックコメントの募集に当たって、概要版や新旧対照表、意見書のフォーマットを作成するなどの工夫がされていた。(竹内、稲葉、岡澤)</p> <p>【改善点】                      ・可能であれば他の市民参加の方法を取り入れても良かったのではないかと。(竹内、吉井、大嶋、折原、岡澤)</p>	<p>24</p> <p>◎(良好)</p>
市民参加の実施状況	評価(10点満点)
<p>パブリックコメントの募集: 令和4年8月10日～令和4年9月1日</p>	<p>7 (概ね適切)</p>
「市民参加の手続き(基準)」の評価	評価(10点満点)
<p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>8 (妥当)</p>
「市民参加の手続き(水準)」の評価	評価(10点満点)
<p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>7 (とても積極的)</p>

※総合評価は、全委員の総合評価の平均点(小数点以下切り捨て)で算出しているため、  
 ①市民参加の方法・②市民参加の手続き(基準)・③市民参加の手続き(水準)の合計とならない場合もあります。

「市民参加の手続き」の評価(手法ごと)				
パブリックコメント募集			10点満点	10点満点
評価項目(配点)		実施状況	条例基準	望ましい水準
1	募集期間・提出方法	募集期間: 令和4年8月10日～令和4年9月1日(23日間) 応募方法: 郵便、ファクシミリ、電子メール、各センター、担当課窓口	8 (妥当)	7 (とても積極的)
2	提供資料	計画や条例の素案 計画や条例の概要 パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内意見書		
3	資料の提供場所	担当課窓口、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館		
4	事前周知の方法	広報しろい、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館、担当課窓口、行政運営報告		
5	結果公表・取扱い	公表の方法: 令和4年9月26日 HP、情報公開コーナー、図書館 意見の件数: 1人から10件 審議会等への結果報告: 無		
コメント				
条例基準			望ましい水準	
基準に則って適切に実施されていた。(稲葉、吉井、大嶋、折原、岡澤)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能であれば、結果について、審議会等の場で報告しても良かったのではないかと。(折原)</li> <li>・回答者が1人だったことについて、広く意見を募集する方法を検討すべきではないかと。(大嶋)</li> </ul>	

3.白井市空家等対策計画

総合コメント	総合評価(30点満点)
<p>【良かった点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様々な参加手法を取り入れているとともに、参加手法のタイミング等も考えながら実施されていた。(竹内、稲葉、岡澤)</li> <li>パブリックコメントとして寄せられた意見と市の対応をわかりやすくまとめて開示していた。(稲葉)</li> </ul> <p>【改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートやワークショップの開催など、複数の市民参加の手法を行ったことは評価できるが、自治会等から意見を聞くことを検討しては良かったのではないかと。(大嶋)</li> <li>審議会では、市民公募委員を設け、個人情報扱う会議は市民公募委員には出席を控えていただくような形をとれば良かったのではないかと。(大嶋)</li> </ul>	<p>20</p> <p>◎(良好)</p>
市民参加の実施状況	評価(10点満点)
<p>審議会の設置:令和3年10月19日～令和5年2月2日                      パブリックコメントの募集:令和4年12月9日～令和4年12月22日                      アンケート調査の実施:令和3年12月18日～令和3年12月18日                      ワークショップの実施:令和3年12月18日</p>	<p>7 (概ね適切)</p>
「市民参加の手続き(基準)」の評価	評価(10点満点)
	<p>6 (要改善)</p>
「市民参加の手続き(水準)」の評価	評価(10点満点)
	<p>6 (積極的)</p>

※総合評価は、全委員の総合評価の平均点(小数点以下切り捨て)で算出しているため、  
 ①市民参加の方法・②市民参加の手続き(基準)・③市民参加の手続き(水準)の合計とならない場合もあります。

「市民参加の手続き」の評価				
審議会の設置			10点満点	10点満点
	評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
		任期:令和3年10月～令和6年10月(3年間) 公募:無		
1	公募委員の数・全体に占める割合	委員の人数:10人(男9女1) 市民公募委員:0人	7 (妥当)	5 (積極的)
2	選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	公募しない理由:特定空家の判定は個人の利害に関する事項を含む個人情報を取扱うことから「白井市審議会等の設置及び選任に関する事項」第4条第1項第2号及び3号に該当するため。		
3	会議の回数・時間帯	会議の回数:5回 時間帯:平日日中		
4	事前周知の方法・会議の公開等	HP、情報公開コーナー、図書館、議会への写しの交付 会議終了後の会議資料公開:有		
5	結果公表・取扱い	公表の方法:情報公開コーナー、HP、図書館 会議録:逐語訳 公開に要する期間:2か月以内		
コメント				
条例基準		望ましい水準		
・公募枠を設けておらず、その理由が条例によるものであり、基準とおりに審議会を設置しているが、選考基準が不明であった。(大嶋)		・リモートでの会議参加も可能として、多くの委員が会議に出席できるように工夫がなされていた。(稲葉) ・会議録にHPのQRコードを付していた。(稲葉) ・公募委員がないからこそ、結果の公表についてはより積極的に実施すべき。(折原)		



パブリックコメント募集		10点満点	10点満点	
評価項目(配点)		実施状況	条例基準	望ましい水準
1	募集期間・提出方法	募集期間: 令和4年12月9日～令和4年12月22日(14日間) 応募方法: 郵便、ファクシミリ、電子メール、各センター、担当課窓口	8 (妥当)	7 (とても積極的)
2	提供資料	計画や条例の素案 計画や条例の概要 パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内意見書		
3	資料の提供場所	担当課窓口、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館		
4	事前周知の方法	広報しろい、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館、担当課窓口、行政運営報告		
5	結果公表・取扱い	公表の方法: 令和5年2月2日 HP、情報公開コーナー、図書館、審議会資料として 意見の件数: 1人から3件 審議会等への結果報告: 有(令和5年2月2日)		
コメント				
条例基準		望ましい水準		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準に則って適切に実施されていた。(稲葉、吉井、大嶋、折原)</li> <li>・パブリックコメントとして寄せられた意見と市の対応を分かりやすくまとめて開示していた。(稲葉)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの内容を審議会で検討していたことは高く評価できた。(竹内)</li> <li>・結果公表については各センターにも実施すべき。(大嶋、折原)</li> <li>・募集期間をもう少し長く設けたほうが良かったのではないかと。(大嶋、岡澤)</li> </ul>		

アンケート調査の実施		10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
	実施したアンケート		
	空き家に関するアンケート		
1	事前周知の方法	6 (要改善)	6 (積極的)
	無		
2	調査方法・調査期間		
	クエスタント(eモニター登録者に送信) 無記名式 令和3年12月10日～令和3年12月27日(18日間)		
3	調査対象		
	eモニター登録者		
4	発送件数・回収件数・回収率		
	発送件数:347件 回収件数:181件 回収率:52%		
5	結果公表・取扱い		
	結果公表:令和4年3月11日 公表の方法:審議会資料として プライバシーに関わる情報:非公開 審議会等への結果報告:有(資料の配布・説明に加え議論を行った)		
コメント			
条例基準		望ましい水準	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートの結果を審議会で議論を行ったことは良かった(岡澤)</li> <li>・対象者がeモニター登録者だったため事前周知がされていない。(竹内、稲葉、吉井、大嶋)</li> <li>・自治会等から意見を聞くことを検討しては良かったのではないか。(大嶋)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「空き家に関するアンケート報告書」として調査内容がわかりやすくまとめられ、審議会で議論されていた。(稲葉、岡澤)</li> <li>・eモニターを利用した結果として、結果の公表も限定的にならないか。(大嶋、折原)</li> <li>・対象者、期間、趣旨等アンケート実施に関して、広く公表するとともに、対象者の選定には多くの人が対象になれるように十分に検討すべき。(大嶋)</li> </ul>	

ワークショップ		10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
1	開催場所・時間・回数 白井市空家等対策計画の見直しに係る意見交換会 開催場所:市役所 開催時間:土日休日 回数:2回	6 (要改善)	6 (積極的)
2	資料の提供 有(配布)		
3	参加者の資格 満18歳以上の市内在住在勤者		
4	事前周知の方法 広報しろい、HP、各センター、メール配信、行政運営報告、駅前、駅中掲示板		
5	結果公表・取扱い 結果公表:令和3年3月11日		
コメント			
条例基準		望ましい水準	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日の開催は良かった。(岡澤)</li> <li>・開催回数が少ない。(大嶋、岡澤)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料で市の現状や他市の事例についてわかりやすくまとめられているのは良かった。(稲葉)</li> <li>・事前周知において行政運営報告に加え、駅前・駅中掲示板を使用していたことは良かった。(竹内)</li> <li>・市民に身近な公民館等での開催が検討されると良かった。(岡澤)</li> </ul>	

## 第4回会議終了後のお願いについて

- **評価シートの修正**

本日の担当課ヒアリングの結果をふまえ、事業番号④～⑦の評価点数または評価コメントについて追加・修正を受付けますので、1月5日(金)までにメール等で事務局に連絡をお願いいたします。

評価の修正を受付けたうえで、最終的な評価点数・評価コメントとさせていただきます。